

第46号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第1条中「第2項」を「第3項」に改め、「認定こども園」の次に「（法第7条第1項の認定こども園をいう。以下同じ。）」を加え、「基準」を「要件」に改める。

第2条を次のように改める。

（認定こども園の認定の要件）

第2条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条から第6条までのいずれかに該当する施設であること。
- (2) 法第2条第6項の子育て支援事業のうち、認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 第8条から第13条までに規定する基準に適合すること。

第4条第1号中「終了後、」の次に「当該施設に在籍している子どものうち」を加え、同条第2号中「とするもの」の次に「（就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年 文部科学省 令第3 厚生労働省

号）第1条に規定する施設を除く。）」を加える。

第5条中「の満3歳以上の子ども」の次に「（当該施設が所在する市町村における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第11条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第13条第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条に次の1号を加える。

- (10) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。